

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2027年3月31日

2. 当社の課題

個人・部署で年次有給休暇の取得状況に偏りがみられる。

3. 目標と取組内容

<目標>

2027年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、1人当たり年間付与日数の50%以上の日数取得を目標とする。

<実施時期・取組内容>

2022年4月～ 年次有給休暇の取得を促進するため必要施策について実態把握調査

2022年10月～ 各部門において年次有給休暇の取得促進の為の業務分担などの検討を開始する。

2024年4月～ 改善した業務手順や業務分担を順次実行して、試行錯誤を進める。

各部門において3ヶ月単位からの年次有給休暇取得予定表の取得計画を策定する。